

平成20年度

函館市健全化判断比率および
資金不足比率審査意見書

函館市監査委員

函 監

平成 2 1 年 8 月 2 6 日

函館市長 西 尾 正 範 様

函館市監査委員 近 江 茂 樹

函館市監査委員 和根崎 直 樹

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 小谷野 千代子

平成 2 0 年度函館市健全化判断比率および資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項および第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された平成 2 0 年度函館市健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

[意見書編]	ページ
平成20年度函館市健全化判断比率審査意見	1～6
1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の要領	1
4 審査の結果	1～6
(1) 総合意見	1
(2) 個別意見	2～5
実質赤字比率	2
連結実質赤字比率	3
実質公債費比率	4
将来負担比率	5
(3) まとめ	6
平成20年度函館市資金不足比率審査意見	7～16
函館市水産物地方卸売市場事業特別会計	7
函館市風力発電事業特別会計	8
函館市中央卸売市場事業会計	9
函館市水道事業会計	10
函館市温泉事業会計	11～12
函館市公共下水道事業会計	13
函館市交通事業会計	14
函館市病院事業会計	15～16
[資料編]	
健全化判断比率および資金不足比率審査資料	

平成20年度函館市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成20年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月17日から平成21年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

【健全化判断比率】

区 分	平成20年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率（％）	-	11.25	20
連結実質赤字比率（％）	-	16.25	30
実質公債費比率（％）	10.0	25	35
将来負担比率（％）	128.7	350	なし

連結実質赤字比率における財政再生基準については、平成20年度および平成21年度決算の比率は40%、平成22年度決算の比率は35%の経過措置がある。

(2) 個別意見

実質赤字比率について

当年度の実質赤字比率は、前年度に引き続き発生していない。

また、前年度に比較すると黒字ではあるものの、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の黒字が減少したことから、算定式に基づく実質赤字比率は、下記表のとおり0.04ポイント下回っている。

なお、平成19年度決算における実質赤字比率は、中核市39市では発生はなく、道内8市では1市で発生している。

中核市は平成20年度公表時の39市である。

実質赤字比率の推移

区 分	平成20年度	平成19年度	対前年度比較
実質赤字比率	- %	- %	- ポイント
〔算定式に基づく 実質赤字比率〕	(1.09)	(1.13)	(0.04)

黒字はマイナス()表示、赤字は正数を表す。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A = 一般会計等の実質赤字額： 一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

B = 標準財政規模

連結実質赤字比率について

当年度の連結実質赤字比率は発生していない。

前年度の1.55%は解消している。

また、前年度に比較すると病院事業会計において公立病院特例債により資金不足額が減少したことなどから、連結の実質収支は黒字となり、算定式に基づく連結実質赤字比率は、下記表のとおり1.67ポイント改善している。

なお、平成19年度決算における連結実質赤字比率は、中核市では本市を含め4市で発生し、道内8市では本市を含め5市で発生している。

連結実質赤字比率の推移

区 分	平成20年度	平成19年度	対前年度比較
連結実質赤字比率	- %	1.55 %	- ポイント
〔算定式に基づく 実質黒字比率〕 実質赤字	(0.12)	(1.55)	(1.67)

黒字はマイナス()表示、赤字は正数を表す。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$$

C = 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ： 一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ： 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ： 一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ： 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B = 標準財政規模

実質公債費比率について

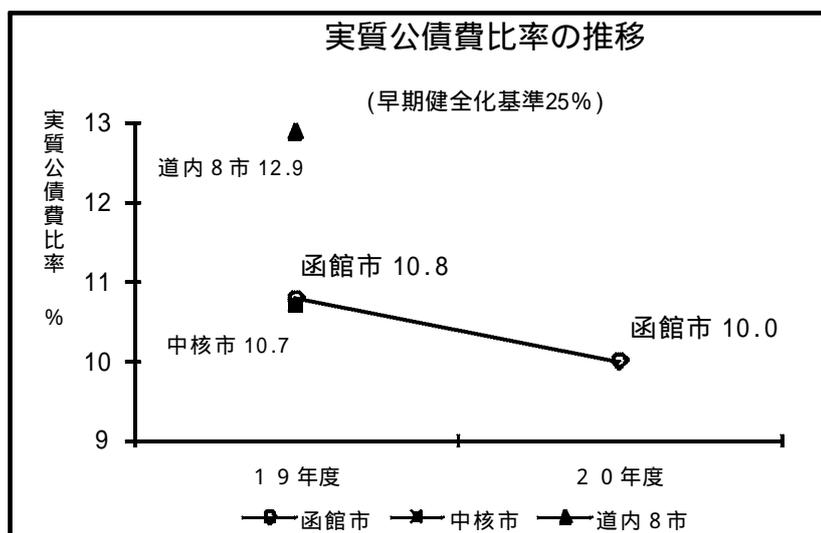
当年度の実質公債費比率は10.0%であり、早期健全化基準の25%を下回っている。

また、前年度に比較すると、償還金の特定財源である都市計画税充当可能額が増加したことなどから、実質公債費比率は、下記表のとおり0.8ポイント改善している。

なお、平成19年度決算における実質公債費比率は中核市平均では10.7%であり、道内8市平均では12.9%である。

実質公債費比率の推移

区分	平成20年度	平成19年度	対前年度比較
実質公債費比率	10.0%	10.8%	0.8ポイント



中核市は39市の平均であり、道内8市は8市の平均である。

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} \text{ の3か年平均}$$

D = 地方債の元利償還金

E = 準元利償還金

F = 特定財源(例: 貸付金の元利償還金、住宅使用料、都市計画税など)

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B = 標準財政規模

将来負担比率について

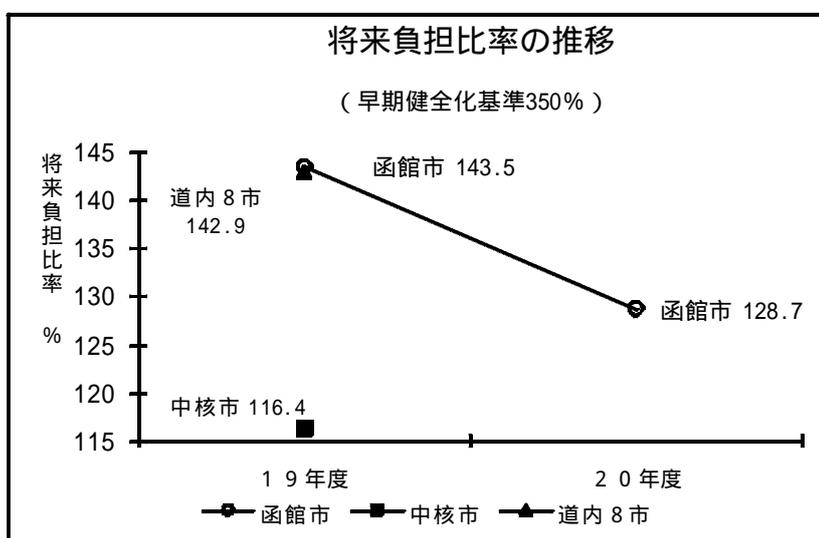
当年度の将来負担比率は128.7%であり、早期健全化基準の350%を下回っている。

また、前年度に比較すると、将来負担額から差し引かれる充当可能基金額が算入されたことなどから、将来負担比率は、下記表のとおり14.8ポイント改善している。

なお、平成19年度決算における将来負担比率は中核市では、うち2市で発生がなく、37市の平均は116.4%であり、道内8市平均では142.9%である。

将来負担比率の推移

区 分	平成20年度	平成19年度	対前年度比較
将来負担比率	128.7 %	143.5 %	14.8 ポイント



中核市は37市の平均であり、道内8市は8市の平均である。

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

H = 将来負担額：イからチまでの合計額

イ： 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ： 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ： 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ： 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担見込額

ホ： 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ： 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト： 連結実質赤字額

チ： 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担等見込額

I = 充当可能基金額： 上記イからヘまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金（ただし、合併特例債で造成された地域振興基金を除く。）

J = 特定財源見込額

K = 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

B = 標準財政規模

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(3) ま と め

以上が当年度における健全化判断比率の概要であるが、実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも発生せず、実質公債費比率および将来負担比率は改善されている。

今後においては、市税をはじめ多額の収入未済額の解消など一般財源の確保に努め、「函館市行財政改革新5か年計画」に基づく人件費の削減はもとより、各種施策の徹底した洗い直しや経費の節減に努めるとともに、市民の要請や効果・緊急度を考慮のうえ、創意と工夫をもって、限られた財源の重点的な配分を図る必要がある。

また、本市における健全化判断比率については、財政の早期健全化を図るべき基準の数値（早期健全化基準）を下回っているものの、さらに健全で安定した財政運営を行うため、健全化判断比率の改善に努めるとともに、本市独自の判断基準の策定についても早期に検討されるよう要望する。

平成20年度函館市水産物地方卸売市場事業特別会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成20年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月17日から平成21年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成20年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	-	20

(2) 個別意見

資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成20年度函館市風力発電事業特別会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成20年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月17日から平成21年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成20年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	-	20

(2) 個別意見

資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成20年度函館市中央卸売市場事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成20年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月17日から平成21年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成20年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	-	20

(2) 個別意見

資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成20年度函館市水道事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成20年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月17日から平成21年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成20年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	-	20

(2) 個別意見

資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成20年度函館市温泉事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成20年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月17日から平成21年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成20年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	13.0	20

(2) 個別意見

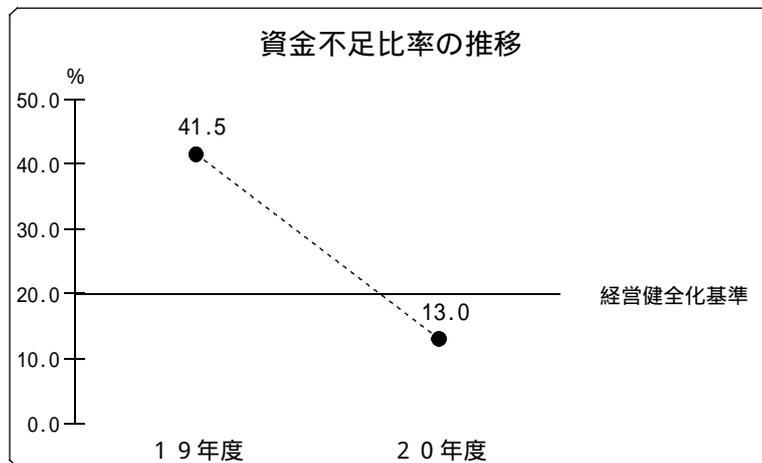
当年度においては、資金不足比率は13.0%であり、経営健全化基準の20%を下回っている。

なお、前年度に比較すると、一般会計からの長期借入金などにより下記表のとおり28.5ポイント改善している。

今後においては、一層の経費節減を図るとともに、「温泉事業の経営健全化対策」の内容や意見などを踏まえ、抜本的な見直しの検討を進め、市営熱帯植物園事業の一般会計への移管をはじめとした健全化対策を実施し、不良債務の早期解消と経営の健全化を強く要望する。

資金不足比率の推移

区 分	平成 2 0 年度	平成 1 9 年度	対前年度比較
資金不足比率	13.0 %	41.5 %	ポイント 28.5



平成20年度函館市公共下水道事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成20年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月17日から平成21年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成20年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	-	20

(2) 個別意見

資金不足比率について

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

平成20年度函館市交通事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成20年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月17日から平成21年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区分	平成20年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	-	20

(2) 個別意見

当年度においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

なお、資金不足比率の算定に際しては、解消可能資金不足額がある場合には、その額を資金不足額（不良債務）から控除することから、平成20年度の交通事業会計においては、前年度に引き続き資金不足額より解消可能資金不足額が大きいいため、資金不足比率は発生しないこととなる。

しかし、交通事業会計は、依然として厳しい状況にあることから、今後も解消可能資金不足額についての分析や検証に努めるとともに、さらに経営の効率化や乗客の確保のためサービスの向上を図り、交通事業の使命である安全運行に努めるほか、新たな経営計画の策定にあたっては、地域の公共交通機関の全体のあり方などを十分に踏まえ策定されるよう要望する。

平成20年度函館市病院事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成20年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年7月17日から平成21年8月20日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成20年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	16.1	20

(2) 個別意見

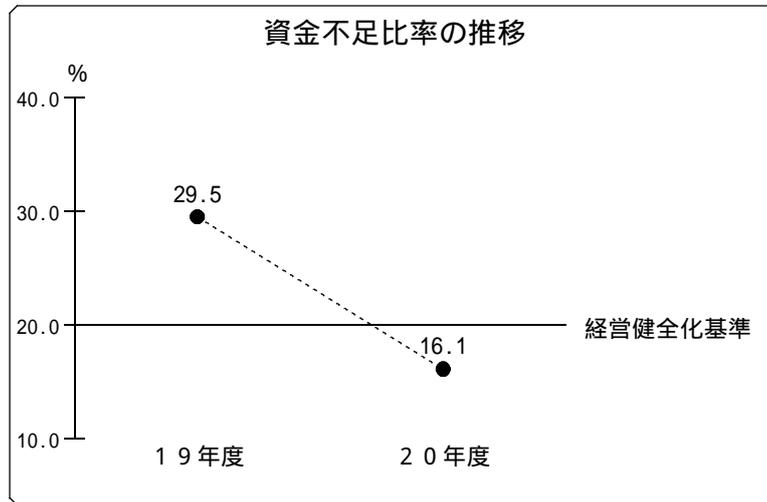
当年度においては、資金不足比率は16.1%であり、経営健全化基準の20%を下回っている。

なお、前年度に比較すると、一般会計からの長期借入金などにより下記表のとおり13.4ポイント改善している。

今後においては、「函館市病院事業改革プラン」に基づき、医療サービスの一層の向上を図るほか、医師、看護師の確保などの診療体制の強化、さらなる経費の削減を図るとともに、未収金の早期回収をはじめ各種増収策の推進に努め、地域において真に必要な公立病院の持続可能な経営を目指し、経営の効率化を図られたい。

資金不足比率の推移

区 分	平成 2 0 年度	平成 1 9 年度	対前年度比較
資金不足比率	16.1 %	29.5 %	13.4 ポイント



健全化判断比率および
資金不足比率審査資料

目 次

[資料編]	ページ
1 健全化判断比率	1~7
実質赤字比率	1
連結実質赤字比率	2
実質公債費比率	4
将来負担比率	6
2 資金不足比率	8
3 健全化判断比率の状況(平成19年度決算)	9
中核市の状況	9
道内8市の状況	10
4 資金不足比率の状況(平成19年度決算)	11
中核市の状況	11
道内8市の状況	12
5 審査資料の用語説明	13

1 健全化判断比率

実質赤字比率

普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じるとともに、解消の期間も長期にわたる可能性が高くなるなど深刻な事態となっていることになる。

当年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、マイナス1.09%となっており、実質赤字比率は発生していない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A = 一般会計等の実質赤字額： 一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

B = 標準財政規模

【平成20年度】

$$\frac{A : 774,550 \text{ 千円}}{B : 70,691,553 \text{ 千円}} = 1.09\% \text{ (黒字)}$$

Aの内訳

(単位：千円)

会計名	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 d = (b + c) - a
一般会計	122,630,706	121,697,996	208,205	724,505
港湾事業特別会計	4,900,045	4,835,445	21,500	43,100
奨学資金特別会計	49,988	44,043		5,945
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	120,583	62,875	56,708	1,000
計	127,701,322	126,640,359	286,413	774,550

(注) 1 実質赤字額の表示は実質収支が黒字である。

2 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計においては、国の予算等貸付金債であることから歳入歳出差引額から一般会計繰入金を差し引いた額が翌年度繰越財源となる。

Bの内訳

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額	36,580,207
普通交付税	31,743,872
臨時財政対策債発行可能額	2,367,474
計	70,691,553

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すものであり、赤字が多額となっている会計が存在する場合、全体の見地からみても大きな問題となっていることを示している。

なお、公営企業の赤字を計算する場合には、不良債務額から解消可能資金不足額を差し引くこととなる。

この連結の赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期解消が必要である。

また、この比率が高くなるほど、その解消期間も長期にわたる可能性がある。

当年度の連結実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、マイナス0.12%となっており、連結実質赤字比率は発生していない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$$

C = 連結実質赤字額：イと口の合計額が八と二の合計額を超える場合の当該超える額

イ： 一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

口： 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

八： 一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

二： 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B = 標準財政規模

【平成20年度】

$$\frac{C : 86,614 \text{千円}}{B : 70,691,553 \text{千円}} = 0.12\% (\text{黒字})$$

Cの内訳

(単位：千円)

一般会計・特別会計 (イ・ハ)	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 d = (b + c) - a
一般会計	122,630,706	121,697,996	208,205	724,505
港湾事業特別会計	4,900,045	4,835,445	21,500	43,100
奨学資金特別会計	49,988	44,043		5,945
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	120,583	62,875	56,708	1,000
小計	127,701,322	126,640,359	286,413	774,550
国民健康保険事業特別会計	32,253,469	32,895,653		642,184
自転車競走事業特別会計	18,015,251	18,538,371		523,120
老人保健医療事業特別会計	3,485,734	3,535,316		49,582
介護保険事業特別会計	18,885,230	18,570,249		314,981
後期高齢者医療事業特別会計	3,268,069	3,176,240		91,829
計	203,609,075	203,356,188	286,413	33,526

企業会計(法適・法非適) (ロ・ニ)	流動負債または 歳出額 a	算入地方債 b	流動資産または 歳入額 c	解消可能資金 不足額 d	資金不足額 e = a + b - c - d
水産物地方卸売市場事業特別会計	249,335		258,524		9,189
風力発電事業特別会計	17,453		18,388		935
中央卸売市場事業会計	22,553		97,213		74,660
水道事業会計	210,732		1,789,603		1,578,871
温泉事業会計	67,060		30,102		36,958
公共下水道事業会計	298,831		964,675		665,844
交通事業会計	1,410,511		133,346	2,617,958	-
病院事業会計	5,180,512	2,926,100	3,008,111	2,926,100	2,172,401
計	7,456,987	2,926,100	6,299,962	5,544,058	120,140

合計	+	86,614
----	---	--------

- (注) 1 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高
2 交通事業会計においては、解消可能資金不足額があるため資金不足額が生じないこととなる。
3 病院事業会計においては、算入地方債は総務大臣が指定する公立病院特例債であり、解消可能資金不足額に算入される。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

借入金の返済額およびこれらに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まる。

当年度の実質公債費比率は10.0%であり、早期健全化基準25%を下回っている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} \text{ の 3 か年平均}$$

D = 地方債の元利償還金

E = 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ： 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ： 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの（例 下水道事業の雨水分元利償還金など）

ハ： 組合・地方開発事業団（以下「組合等」という。）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの（例 はこだて未来大学の校舎分元利償還金など）

ニ： 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（例 臨空工業団地購入費など）

ホ： 一時借入金の利子

F = 特定財源（貸付金の元利償還金、住宅使用料、都市計画税など）

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B = 標準財政規模

【実質公債費比率の3か年平均】

平成18年度単年度	平成19年度単年度	平成20年度単年度	3か年平均
10.6%	10.1%	9.5%	10.0%

【平成20年度単年度の実質公債費比率】

（単位：千円）

$$\frac{(D : 15,743,529 + E : 2,729,429) - (F : 3,193,875 + G : 9,433,594)}{B : 70,691,553 - G : 9,433,594} = 9.5\%$$

Eの内訳

(単位：千円)

区分	金額	内 訳
イ	0	
ロ	2,371,802	中央卸売市場事業会計： 26,782 水道事業会計： 95,653 温泉事業会計： 150 公共下水道事業会計： 1,030,027 交通事業会計： 33,672 病院事業会計： 1,185,518
ハ	162,142	広域連合負担金（公債費元利償還相当分） 162,142
ニ	189,008	土地購入分（第2次臨空工業団地ほか）： 161,038 物品購入費（車両割賦購入費）： 20,685 その他（利子補給費）： 7,285
ホ	6,477	一時借入金の利子 6,477
合計	2,729,429	= E

Fの内訳

(単位：千円)

区 分	金 額
貸付金の元利償還金	271,692
住宅使用料	315,811
都市計画税	2,606,372
合 計	3,193,875

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかねばならないので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高くなる。

当年度の将来負担比率は128.7%であり、早期健全化基準350%を下回っている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

H = 将来負担額：イからチまでの合計額

イ： 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ： 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ： 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ： 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担見込額

ホ： 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ： 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト： 連結実質赤字額

チ： 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担等見込額

I = 充当可能基金額： 上記イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金（ただし、合併特例債で造成された地域振興基金を除く。）

J = 特定財源見込額

K = 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

B = 標準財政規模

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

【平成20年度】

（単位：千円）

$$\frac{H : 231,413,315 - (I : 8,796,926 + J : 17,602,044 + K : 126,169,884)}{B : 70,691,553 - G : 9,433,594} = 128.7\%$$

Hの内訳

(単位：千円)

区分	金額	内 訳
イ	159,621,333	一般会計等の地方債現在高 159,621,333
ロ	2,322,925	国営土地改良事業に係るもの： 16,567 依頼土地の買い戻しに係るもの： 493,108 社会福祉施設等整備費補助金ほか： 1,607,127 その他(渡島廃棄物処理広域連合負担金)： 206,123
ハ	34,823,468	中央卸売市場事業会計： 299,529 水道事業会計： 1,148,441 温泉事業会計： 928 公共下水道事業会計： 14,041,180 交通事業会計： 244,569 病院事業会計： 19,088,821
ニ	5,709,112	函館圏公立大学広域連合分 5,709,112
ホ	25,618,580	退職手当支給予定額 25,618,580
ヘ	3,317,897	土地開発公社： 3,306,788 制度融資に係る損失補償： 11,109
ト	0	連結実質赤字額 0
チ	0	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 0
合計	231,413,315	= H

2 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業として経営に問題がある。

当年度の資金不足比率は下記のとおりであり、温泉事業は13.0%および病院事業16.1%で経営健全化基準20%を下回っている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{L}{M}$$

L = 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）=（流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高-流動資産）-解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）=（繰上充用額+支払繰延金・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）-解消可能資金不足額

M = 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）=営業収益の額-受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）=営業収益の額に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

【各会計の資金不足比率】

（単位：千円）

企業会計(法適・法非適)	流動負債 または歳出額 a	算入地方債 b	流動資産 または歳入額 c	解消可能 資金不足額 d	資金不足額 L = a + b - c - d	営業収益 M	資金不足 比率 L / M
水産物地方卸売市場事業特別会計	249,335		258,524		9,189	129,353	-
風力発電事業特別会計	17,453		18,388		935	4,338	-
中央卸売市場事業会計	22,553		97,213		74,660	152,903	-
水道事業会計	210,732		1,789,003		1,578,271	4,476,244	-
温泉事業会計	67,060		30,102		36,958	282,497	13.0%
公共下水道事業会計	298,831		964,675		665,844	6,097,744	-
交通事業会計	1,410,511		133,346	2,649,860	-	1,036,074	-
病院事業会計	5,180,512	2,926,100	3,008,111	2,926,100	2,172,401	13,444,817	16.1%

(注) 1 資金不足額の表示は資金剰余である。

2 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高

3 交通事業会計においては、解消可能資金不足額があるため資金不足額が生じないこととなる。

4 病院事業会計においては、算入地方債は総務大臣が指定する公立病院特例債であり、解消可能資金不足額に算入される。

3 健全化判断比率の状況（平成19年度決算）

中核市の状況

（単位：％）

区 分	健 全 化 判 断 比 率							
	実 質 赤 字 比 率 （早期健全化基準） （11.25％）		連 結 実 質 赤 字 比 率 （早期健全化基準） （16.25％） 4市のうち		実 質 公 債 費 比 率 （早期健全化基準） （25％）		将 来 負 担 比 率 （早期健全化基準） （350％）	
	順位		順位		順位		順位	
函 館 市	-	-	4	1.55	22	10.8	10	143.5
旭 川 市	-	-	-	-	14	12.4	21	111.4
青 森 市	-	-	-	-	4	15.1	5	194.5
盛 岡 市	-	-	-	-	7	14.0	7	149.4
秋 田 市	-	-	-	-	3	15.3	11	138.9
郡 山 市	-	-	-	-	19	11.6	31	58.9
い わ き 市	-	-	-	-	23	10.6	16	120.3
宇 都 宮 市	-	-	-	-	29	8.7	36	20.1
川 越 市	-	-	-	-	25	9.4	24	99.6
船 橋 市	-	-	-	-	37	4.4	35	31.0
柏 市	-	-	-	-	12	12.6	6	167.0
横 須 賀 市	-	-	-	-	35	5.4	25	96.2
相 模 原 市	-	-	-	-	36	4.8	34	33.1
富 山 市	-	-	-	-	18	11.7	4	205.4
金 沢 市	-	-	-	-	25	9.4	12	133.3
長 野 市	-	-	-	-	6	14.1	27	89.2
岐 阜 市	-	-	-	-	28	8.9	32	52.3
豊 橋 市	-	-	-	-	30	8.3	26	95.5
岡 崎 市	-	-	-	-	39	1.8	37	2.8
豊 田 市	-	-	-	-	34	5.7	-	-
高 槻 市	-	-	-	-	38	2.3	-	-
東 大 阪 市	-	-	-	-	31	8.0	19	113.9
姫 路 市	-	-	-	-	21	11.0	23	104.9
西 宮 市	-	-	-	-	9	13.7	18	116.2
奈 良 市	-	-	3	2.11	12	12.6	2	223.3
和 歌 山 市	-	-	1	17.60	11	12.7	3	211.0
岡 山 市	-	-	-	-	2	18.1	13	130.1
倉 敷 市	-	-	-	-	10	13.5	22	106.7
福 山 市	-	-	-	-	27	9.2	29	81.7
下 関 市	-	-	-	-	20	11.3	28	84.1
高 松 市	-	-	-	-	4	15.1	20	113.1
松 山 市	-	-	-	-	24	10.1	15	128.8
高 知 市	-	-	2	5.22	1	19.3	1	308.7
久 留 米 市	-	-	-	-	33	6.2	30	61.4
長 崎 市	-	-	-	-	17	11.8	14	129.1
熊 本 市	-	-	-	-	8	13.9	17	117.3
大 分 市	-	-	-	-	16	12.0	9	145.1
宮 崎 市	-	-	-	-	15	12.1	8	145.6
鹿 児 島 市	-	-	-	-	31	8.0	33	41.8
平 均 値		-		6.62		10.7		116.4
都 道 府 県 の 平 均 値						13.5		222.3
市 町 村 の 平 均 値						12.3		110.4

（注）1 順位については、比率の数値が高い順に記載している。

2 健全化判断比率については、実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。

3 平均値については、単純平均を算出している。

道内8市の状況

(単位：%)

区 分	健全化判断比率							
	実質赤字比率 (早期健全化基準) (11.25～12.21%)		連結実質赤字比率 (早期健全化基準) (16.25～17.21%)		実質公債費比率 (早期健全化基準) (25%)		将来負担比率 (早期健全化基準) (350%)	
	順位		順位		順位		順位	
函 館 市	-	-	5	1.55	7	10.8	4	143.5
旭 川 市	-	-	-	-	5	12.4	7	111.4
小 樽 市	1	4.06	1	16.12	1	16.4	2	149.8
室 蘭 市	-	-	4	5.80	8	8.9	5	134.7
釧 路 市	-	-	3	7.41	3	14.7	1	224.8
帯 広 市	-	-	-	-	4	12.5	6	121.9
北 見 市	-	-	-	-	2	15.0	3	148.6
苫 小 牧 市	-	-	2	7.56	5	12.4	8	108.6
平 均 値		4.06		7.69		12.9		142.9

(注) 1 順位については、比率の数値が高い順に記載している。

2 健全化判断比率については、実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「-」と表記している。

3 平均値については、単純平均を算出している。

4 資金不足比率の状況（平成19年度決算）

中核市の状況

（単位：千円、％）

区 分	資 金 不 足 比 率		
	会 計 名	資金不足額	資金不足比率 （経営健全化基準） （20％）
函 館 市	温泉事業会計	124,438	41.5
	病院事業会計	3,836,721	29.5
青 森 市	自動車運送事業会計	997,407	37.1
盛 岡 市	病院事業会計	110,757	4.1
富 山 市	国民宿舎事業会計	184,132	138.7
西 宮 市	中央病院事業会計	876,900	21.7
奈 良 市	宅地造成事業費特別会計	1,511,198	38.3
	針テラス事業特別会計	107,889	194.3
和 歌 山 市	食肉処理場事業特別会計	170,777	579.2
	下水道事業特別会計	11,039,155	258.9
	土地造成事業特別会計	3,127,994	11.9
下 関 市	港湾特別会計	162,163	17.1
高 知 市	国民宿舎運営事業特別会計	757,815	227.1
熊 本 市	交通事業会計	4,652,407	157.8
大 分 市	国立高崎山自然動物園事業特別会計	104,779	40.7
鹿 児 島 市	交通事業特別会計	596,005	15.3

- （注） 1 資金不足比率については、資金不足額が発生している公営企業会計のみ記載している。
 2 針テラス事業特別会計は、奈良市針町に所在する大和高原名阪国道針インターの「道の駅・針テラス」の運営事業である。

道内 8 市の状況

(単位：千円、%)

区 分	資 金 不 足 比 率		
	公営企業会計名	資金不足額	資金不足比率 (経営健全化基準) (20%)
函 館 市	温泉事業	124,438	41.5
	病院事業	3,836,721	29.5
旭 川 市	-	-	-
小 樽 市	病院事業	3,594,098	41.7
室 蘭 市	病院事業	886,111	9.9
	中央卸売市場事業	455,782	281.9
	港湾整備事業	2,494,182	989.3
釧 路 市	病院事業	2,418,419	18.4
	地方卸売市場事業	332,576	543.8
	魚揚場事業	3,086,954	3,055.3
帯 広 市	-	-	-
北 見 市	-	-	-
苫 小 牧 市	自動車運送事業	385,912	40.9
	病院事業	1,557,173	21.3
	土地造成事業	1,257,602	7.1
	沼ノ端鉄北土地区画整理事業	770,119	10.1

資金不足比率については、資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

参考 道内 8 市の病院事業会計の状況

(単位：千円、%)

区 分	資 金 不 足 比 率		
	公営企業会計名	資金不足額	資金不足比率 (経営健全化基準) (20%)
函 館 市	病院事業	3,836,721	29.5
小 樽 市	病院事業	3,594,098	41.7
室 蘭 市	病院事業	886,111	9.9
釧 路 市	病院事業	2,418,419	18.4
苫 小 牧 市	病院事業	1,557,173	21.3
平均値		2,458,504	24.2

旭川市、帯広市、北見市は該当なし

5 審査資料の用語説明

用 語	説 明	備考
普 通 会 計	<p>地方財政状況調査において統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を統合し、会計間の重複等を控除して一つの会計として集計したものをいう。</p>	
標 準 財 政 規 模	<p>基準財政収入額の算定の対象とされた標準税収入総額と普通交付税の合計額である。</p> <p>なお、地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模は、標準税収入額と普通交付税を加算した額である。</p> <p>また、健全化判断比率を算出する際の「標準財政規模」は、地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模と臨時財政対策債発行可能額の合計額である。</p>	<p>実質赤字 比率関連</p>
標 準 税 収 入 額	<p>地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の額をいう。</p>	
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	<p>地方公共団体の一般財源の不足を補てんするため、地方財政法第5条の特例として投資的経費以外の経費にも充てるために発行される地方債で普通交付税の算定額と実交付額の差額である。</p>	
解 消 可 能 資 金 不 足 額	<p>事業の性質上、減価償却費が収入を上回るなど構造的に資金の不足額が生じる等事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額をいう。</p>	<p>連結実質 赤字比率 関 連</p>
基 準 財 政 需 要 額	<p>普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うためなどの財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。</p>	<p>実質公債 費 比 率 関 連</p>